

令和3年度

第10回定例農業委員会会議録

令和4年1月20日 開催

令和4年1月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和3年度 第10回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第14号

令和4年度 第10回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年1月14日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和4年1月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和4年1月20日 午前 9時00分

閉会 令和4年1月20日 午前 10時55分 (会期1日)

第1日目 (1月20日)

出席委員 19名

		8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	森 健人	12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
		13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

議事録署名委員

17番 大野 政則 委員、 18番 藤重 英子 委員

欠席

1番 中添 文彦 委員、 6番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起 副主幹 大林 栄司

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 4 年 1 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の面積の制定について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 8 議案第 6 号 現況証明（農委分）について
- 第 9 議案第 7 号 基盤強化法第 1 9 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 10 議案第 8 号 農地中間管理事業法第 1 9 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 11 議案第 9 号 農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画変更について（全体計画）
- 第 12 議案第 10 号 綾川町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて
- 第 13 報告第 1 号 農地法第 1 8 条（通知）について

令和 4 年 1 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 10 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長にお願いするところですが、本日は欠席のため会長職務代理者の谷本で進めさせていただきます。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、1 番 中添 文彦 委員、6 番 福家 範行 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、17 番 大野 政則 委員、18 番 藤重 英子 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の面積の制定について、説明します。いわゆる下限面積の改定です。この下限面積は、毎年見直すこととされています。

農地法第 3 条での農地取得要件で審査される要件として、大きく 3 つ、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件がありますが、そのうちの一つ、下限面積要件になります。現在綾川町では、40 a としています。議案書の 1 ページ下段に農地法の抜粋があります。第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合。

更に、参考資料に農地法施行規則の抜粋、別段の面積基準をお配りしています。

農地法施行規則第17条三 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること、とあります。

また、その下段の農地法関係事務にかかる処理基準では、則第17条第1項第3号の「耕作又は養畜の事業に供している者」の数については、農林業センサス規則第1条の調査いわゆる農林業センサスの調査結果である市町村、旧市町村等の区域における「経営耕地面積規模別農家数」等を活用するとあります。

下の表をご覧ください。これは2020年農林業センサスのデータです。30a未滿農家割合は、37%。50a以上は44%、30a以上50a未滿は、19%。50a未滿にすると、56%となります。「おおむね百分の四十を下らないように」と言う記述もあることから、現在定められている、30aと50aの間、40aが妥当と考えます。また、適用区域は、綾川町全域とします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

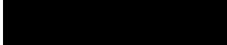

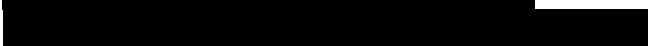
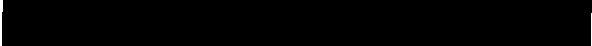
議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、5件です。

議案第2号-1

地 図：   
権利等： 所有権移転 有償売買  
申請地：   
譲渡人：   
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労力不足により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は6,888㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、20年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、軽トラックを各1台、農舎170㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は800m、軽トラックで3分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しな

いことから、許可相当と考えます。

#### 議案第 2 号-2

地 図： [REDACTED]  
権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地： [REDACTED]  
譲渡人： [REDACTED]  
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

当申請地は、議案第 2 号-1 の申請地と隣接する農地であり、一体的に管理する計画となっています。

譲受人の経営面積は 6,888 m<sup>2</sup>で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業歴としては、20 年、農作業の従事日数は、300 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、軽トラックを各 1 台、農舎 170 m<sup>2</sup>を所有しています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 800m、軽トラックで 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第 2 号-3

地 図： [REDACTED]  
権利等： 所有権移転 無償 世帯内生前贈与

申請地： [REDACTED]  
譲渡人： [REDACTED]  
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は現在譲受人が管理及び耕作しており、世帯内において生前贈与の話がまとまったため申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 16,736 m<sup>2</sup>で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。


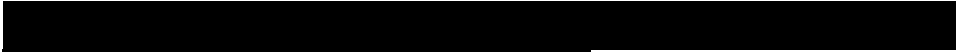
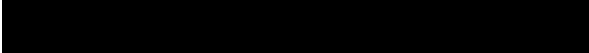

取得後の営農計画としては、水稲及び野菜です。

譲受人の農作業歴としては、40 年、農作業の従事日数は、240 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、乾燥機、トラックを各 1 台、農舎 300 m<sup>2</sup>を所有しています。また、水稲、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は一番遠い農地でも1km、軽トラックで3分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第2号-4

地 図：   
権利等： 所有権移転 有償売買  
申請地：   
譲渡人：   
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は6,062㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。


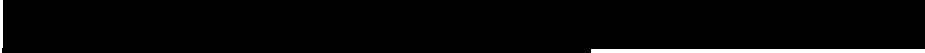
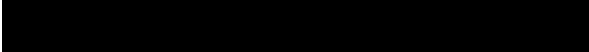

取得後の営農計画としては、柿です。

譲受人の農作業歴としては、5年、農作業の従事日数は300日で、機械の所有状況については、耕耘機、運搬車、トラック各1台を所有しています。また、申請地には柿が既に植わっており、引き続き柿を作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は3km、軽トラックで5分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第2号-5

地 図：   
権利等： 所有権移転 有償売買  
申請地：   
譲渡人：   
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は4,474㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、50年、農作業の従事日数は150日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック各1台を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 400m、徒歩で 2 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、今月は 5 件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号につきまして説明を求めます。

事務局

農地法第 4 条の規定による許可申請について、説明します。今月は 2 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 1 種農地

併用地：

申請者：

用途： 農家住宅

施設の概要： 住宅 2 階建 2 棟 181.53 m<sup>2</sup>、納屋平屋建 1 棟 156.58 m<sup>2</sup>

(既存) 納屋 2 階建 1 棟 25.76 m<sup>2</sup> 合計 363.87 m<sup>2</sup>

申請事由： 敷地拡張

説明：【理由】 申請地は、平成 23 年 2 月に土地改良法による換地処分が行われた第 1 種農地です。平成 14 年頃仮地番での非農用地協議終了後、建築しましたが、本人や施工業者等が基盤整備事業の手続きの中で宅地として登記されると思いこんでいたものです。

建築時に、本来であれば協議のとおり農地法の手続きを行うべきですが、この非農用地協議が行われたことで、すべての行政手続きが完了したと思い今に至ったもので、別件で農業委員会に相談があった際に、調査したところ無断転用が発覚し、是正を求めていたものです。

非農用地協議が行われていること、十分に反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成 14 年 1 月 10 日～平成 14 年 6 月 6 日

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画なし

【排水】 雨水：溜枡を設置し西側水路へ放流、汚水：合併浄化槽（設置済み）

【他法令許可】 なし

【水利】



【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-2

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

用途： 農家住宅

施設の概要： 納屋平屋建 1 棟 26.01 m<sup>2</sup>、進入路

(既存)

申請事由： 敷地拡張

説明：【理由】 申請者は平成 7 年頃、宅地への進入路を確保するため、また、農機具の収納をするため工事に着手し利用してきました。

申請人は後継者がおらず、いずれ来る財産の相続が必要となったときに、関係者に迷惑をかけないため、財産調査を行っていたところ、農業委員会に相談した際に、無断転用が発覚し、是正を求めているものです。

反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成 7 年 1 月 17 日～平成 7 年 2 月 17 日

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画なし

【排水】 雨水：納屋周辺に設置した水路を經由し南側水路へ放流、汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

以上、2 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請について、説明します。今月は 3 件です。

議案第 4 号-1

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他業務用地

施設の概要： 太陽光パネル平屋建 7 棟 (408 枚) 915.96 m<sup>2</sup>  
キュービクル平屋建 1 棟 4.10 m<sup>2</sup>、引込注 1 本 0.09 m<sup>2</sup>

申請事由： 太陽光発電設備

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成 28 年に設立。太陽光発電事業を営む法人です。

全国で太陽光発電事業を営んでおり、全国でも香川県の平均日照時間が長く、太陽光発電に適した地域であることから、事業規模拡大の計画しております。現在、[REDACTED]で発電施設として稼働中です。

発電出力計画の約 180 kW、太陽光パネル約 400 枚を有効的に設置できる規模の候補地を探していたところ、高齢で農地の維持管理に苦慮し、財産の処分を考えていた土地所有者との間で、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 300 万円 造成費 100 万円、建築費 1,800 万円  
自己資金 2,200 万円、借入金 0 万円 合計 2,200 万円

【期間】 令和 4 年 3 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日 (許可後 4 カ月間)

【造成】 花崗土による盛土・切土なし 整地転圧のみ  
コンクリート擁壁 既存畦畔コンクリート利用

【排水】 雨水：自然浸透、 汚水：なし

【他法令許可】 再生可能エネルギー発電事業の認定 (経済産業省)

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

#### 議案第 4 号-2

地図・図面： [REDACTED]

経過説明： この案件は、令和 3 年 7 月 5 日付で別の譲受人で申請があり、県農政課へ進達を行っていましたが、その後令和 3 年 12 月 27 日付で契約の解除を理由に取下げ願いが提出されています。今回新たな譲受人で申請のあったものです。申請内容などは、大きな変更はありません。

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 集団住宅その他

施設の概要： 住宅 2 階建 4 棟 708.92 m<sup>2</sup> (177.23 m<sup>2</sup>/棟)

申請事由： 貸共同住宅

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き昭和60年に設立、各種企業に対する経営診断及び総合指導などのマネジメントを主に営む法人です。

コロナ禍によりマネジメント業務が伸び悩む中、不動産部門の拡大を計画し、候補地を探していたところ、[REDACTED]で開発が進み、賃貸住宅の需要があるとの不動産情報を得たことから土地所有者と売買契約を整え転用申請に及んだものです。

【資金】 土地代 1,300万円 造成費 2,000万円、建築費 1億6,600万円  
自己資金 0万円、借入金 1億9,900万円 合計 1億9,900万円

【期間】 令和4年3月15日～令和5年3月14日（許可後1年間）

【造成】 花崗土による盛土 H=0.34m、コンクリート擁壁 H=0.6～0.7m

【排水】 雨水：溜枡を設置し東側水路へ放流、 汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 開発許可（変更申請中）、公共用財産使用許可（申請中）  
県道工事許可（調整中）

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

#### 議案第4号-3（一時転用）

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権設定

申請地： [REDACTED]

地種： 第1種農地

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他業務用地

施設の概要： 農地造成

申請事由： 建設残土処分

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成16年に設立、一般土木建築工事業を営む法人です。代表取締役は、譲渡人[REDACTED]の息子です。

申請地は、平成7年に基盤整備を行いました。現状で切り盛りを行い整地したため、切土部分である南側法裾には湧水があり、盛土部分は水持ちが悪く水田には適していません。排水対策を行いオリーブの栽培を行ってききましたが、南半分は地下水が高いため栽培に苦慮していたため、自身が経営する事業での残土処分ができ、かつ農地造成により営農改善が図られるため申請に至ったものです。

なお、盛土量などから事業用地として十分な規模であり、かつ期間内に工事完了が可能と判断しております。

造成後は再びオリーブの栽培を計画しています。

【資金】 土地代 0万円 造成費 200万円、建築費 0万円  
自己資金 200万円、借入金万円

- 【期間】 令和4年3月10日～令和7年3月9日（許可後3年間）
- 【造成】 建設残土による盛土 H=5.02m（最大）  
コンクリートブロックによる法止工 H=2.40m
- 【排水】 雨水：北側に排水堰を設置し既設箇所より2級河川■■■■へ放流  
汚水：なし
- 【他法令許可】 公共用財産使用許可（協議中）
- 【水利】 ■■■■■■
- 【隣接同意】 ■■■■■■

以上、3件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条事業計画変更申請について、説明します。今日は2件です。

議案第5号-1

地図・図面： ■■■■■■

申請地： ■■■■■■■■■■■■

地種： 第2種農地

申請者： ■■■■■■■■■■

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅2階建8棟 536.56㎡ 内6棟完成

申請事由： 工期延長 当初 H30.8.10～R3.8.9（3年間）

変更後 H30.8.10～R5.8.9（5年間）

説明：【理由】 申請者は、■■■■■に主たる事務所を置き、平成4年に設立。不動産業を主に行う法人です。

平成30年8月10日に分譲住宅を目的で許可を受け、当初8棟で計画していましたが、一時期コロナ禍の影響で建築資材の調達に滞り、計画期間内に事業完了できなかったもので、現在はその不安も解消され、変更後の期間内に事業を完了させるとし、変更申請に至ったものです。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

【資金】 全体事業費の変更なし

【期間】 平成30年8月10日から令和5年8月9日まで

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。（変更なし）

【排水】 雨水：溜枡を設置し開発道路側溝を経由し東側水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置（変更なし）

【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】【隣接同意】

工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

議案第 5 号-2

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

申請者：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 4 棟 268.28 m<sup>2</sup> 内 2 棟完成

申請事由： 工期延長 当初 H30.11.19～R3.11.18 (3 年間)

変更後 H30.11.19～R5.11.18 (5 年間)

説明：【理由】 申請者は、に主たる事務所を置き、平成 23 年に設立。不動産業を主に行う法人です。

平成 30 年 11 月 19 日に分譲住宅を目的で許可を受け、当初 4 棟で計画していましたが、一時期コロナ禍の影響で建築資材の調達が滞り、計画期間内に事業完了できなかったもので、現在はその不安も解消され、変更後の期間内に事業を完了させるとし、変更申請に至ったものです。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

【資金】 全体事業費の変更なし

【期間】 平成 30 年 11 月 19 日から令和 5 年 11 月 18 日まで

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。(変更なし)

【排水】 雨水：溜枡を設置し開発道路側溝を經由し西側水路へ放流  
汚水：合併浄化槽を設置 (変更なし)

【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】【隣接同意】

工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 5 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 6 号現況証明について、説明します。今月は 3 件です。

議案第 6 号-1

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、昭和 60 年頃まで耕作していましたが、進入路が細く耕作に不便なこともあり、休耕中に周辺の山林から雑木が入り込み、30 年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

耕作不適當等のやむを得ない事情により 20 年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うことができるかとあります。

非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

#### 議案第 6 号-2

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、平成 19 年に相続した農地で、その時既に山林化し耕作できる状態ではありませんでした。平成 10 年頃まで耕作していたようですが、申請人は、県外在住のため詳しいことは分かりません。現在は、森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

#### 議案第 6 号-3

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、平成 12 年頃以降、進入路が細かったり鳥獣被害が多かったりすることで、休耕となりその間に周辺の山林から雑木が入り込み、森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 6 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.10～P.11 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 3件 合計 5,391 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約： 1番 1件 1,496 m<sup>2</sup>

更新契約： 2番～3番 2件 3,895 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第7号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号についてです。なお、案件第4号に滝川委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願ひます。

事務局

はい。第4号案件について、説明します。

P.14 をご覧ください。

議案第8号-4

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 107,253.02 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R4.2.1～R10.1.31 (6年間)

以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第4号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第4号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第5号に藤滝委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第5号案件について、説明します。

P.15をご覧ください。

議案第8号-5

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 152,203 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り14,000円

期間： R4.2.1～R10.1.31 (6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第5号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第5号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。藤滝委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第6号・7号に井脇委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室を



お願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第6号・7号案件について、説明します。

P.15～P16をご覧ください。

議案第8号-6

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 209,866 m<sup>2</sup>

利用目的： 麦・野菜

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R4.2.1～R10.1.31 (6年間)

議案第8号-7

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 209,866 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り13,000円

期間： R4.2.1～R10.1.31 (6年間)

以上審議のほどよろしくをお願いします。

議長

案件第6号及び7号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第6号及び7号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。井脇委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.12～P.14 をご覧ください。

契約件数： 3 件 合計 24,377 m<sup>2</sup>

新規契約： 1 番～2 番 2 件 17,474 m<sup>2</sup>

更新契約： 3 番 1 件 6,903 m<sup>2</sup>

変更契約： なし

貸付先としましては、1 番～2 番を [REDACTED] へ、3 番を [REDACTED] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 8 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 9 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 9 号農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画変更について説明します。

図面は、添付図面の最後のページをご覧ください。

農業振興地域の整備の原則としまして、計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然条件、土地の利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行うものとするがあります。

農業振興地域 … 都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域

農用地区域 … 市町村がおおむね 10 年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域

設定要件 … 集团的農用地、農業生産基盤整備事業の対象地、その他農業振興を図るために必要な土地

変更の目的ですが、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定に基づき、5 年毎に農業振興地域整備計画を変更しなければならないためとなっております。

変更の概要ですが、農用地面積は、変更前平成 29 年 1,800 h a から令和 4 年 4 月からは、1,759 h a に変更。41 h a 減となります。

除外箇所ですが、図面では赤表示になっている部分です。

平成 29 年の変更以降で個別除外された農地。毎年行っている遊休農地調査などにおいて、既に

山林化しており、復旧困難と判断された農地などです。約 40.5 ha の減少です。

編入箇所ですが、図面では青表示となっています。

変更前（平成 29 年）以降で個別編入された農地。さらに、ほ場整備事業の実施農地及び予定農地、中山間地域等直接支払交付金事業など補助事業の対象となった農地。多面的機能支払制度の事業も含まれます。

約 3.9 ha の増加となります。

その他の減少要因として、羽床上西地区が前回の変更後に換地処分が行われ、新たに農道水路が作られたための、農地面積の減少、また、この 5 年間で地図訂正等に伴う面積の変更。今回の見直しに伴い、固定資産の筆データと、農用地計画の台帳との差異による減少がありそれらの面積を合わせて約 4.0 ha の減少。

増減を差引し、最終的に 41 ha の減となります。

綾川町のほぼ全域が農業振興地域となっており、荒廃した農地の除外や個別転用による除外など、現状に応じた変更となっています。

今回の見直しでは、綾川町総合振興計画などで位置図けられた開発や工場用地等としての企業誘致計画での大規模な除外はありません。

なお、最終の変更面積については、現在香川県との協議の中で若干の面積変更がある可能性があることをご了承ください。

以上ご審議をお願いします。

会長

議案第 9 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 10 号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 10 号「綾川町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」説明します。

## 1 変更の目的

農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定に基づき、令和 3 年 12 月に変更された「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」の内容を反映させるためです。

## 2 変更の概要

### ①香川県農業・農村基本計画の策定に伴う変更

主な変更点としては新規就農者数の年間目標です。お手元にお配りしている綾川町農業経営基盤強化促進基本構想では P.1 にこちらの内容の記載があります。下から 3 行目ですが、この部分が県において、新規就農者数の年間目標を 140 人から 150 人に修正したことに合わせて修正しています。このほか、細かな言い回し等を県の基本方針に合わせて修正しています。

### ②農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う変更

これは農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合に伴う修正であり、農地利用集積円滑化事業の実施に関する記載を廃止しています。基本構想（案）はこの事業に関する記載を

全て廃止したのですが、現行の基本構想では第6（P.40）に「農地利用集積円滑化事業に関する事項」が記載されておりました。

③「香川県果樹農業振興計画」、「香川県花き産業振興計画」、「香川県酪農及び肉用牛生産の近代化計画」に合わせて、経営指標を修正

個別経営体及び組織経営体の経営指標はP.5からP.20に、新たに経営を営もうとする青年等が目標とすべき経営指標はP.23からP.26に記載しています。

その他、基本構想の変更箇所につきましては、下線を引いて示しております。

以上ご審議をお願いします。

議長

議案第10号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は1件です。

報告1-1

賃貸人：

賃借人：

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：

解約日：令和3年12月20日

説明：売買による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上1件です。よろしくをお願いします。

議長

報告第1号について、ご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第10号議案のうち、第8号議案の案件第4号から第7号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 10 回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10 時 55 分

閉会